

バイオ後続品使用に関するお知らせ

—バイオ後続品（バイオシミラー）とは—

新しく開発された薬には特許がありますが、特許期間が終了した後は他の製薬会社も同じように使用することができる薬を製造販売することができます。バイオ後続品（バイオシミラー）は、バイオ医薬品の特許が終了した後に他の製薬会社から製造販売される薬のことで、特許が終了した薬と同じように使用することができます。

「バイオ後続品（バイオシミラー）」は、複雑なタンパク質を有効成分とするため先発品と全く同じではありませんが、同等/同質の品質、安全性、有効性を有することが治験等により確認されている医薬品です。

—バイオ後続品（バイオシミラー）の 使用の推進について—

当院では、厚生労働省の後発医薬品の使用推進の方針のもと、患者負担の軽減、医療保険財政の改善に資するものとして、バイオ後続品（バイオシミラー）を積極的に採用しております。

バイオ後続品の使用に際しては、品質、安全性、有効性などをご説明いたしますので、ご協力をお願いいたします。

改訂令和7年5月28日